

日本医薬品卸売業連合会としてのコメント

令和2年12月9日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

今般、当連合会の会員構成員企業及びその担当者が、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札をめぐり、独占禁止法違反（不当な取引制限）として公正取引委員会の告発を受け、東京地方検察庁特別捜査部により起訴されたことについて、重く厳粛に受け止めております。

当連合会は、昨年11月に、会員構成員企業が公正取引委員会による強制調査を受けたことからコンプライアンスの強化に取り組んでまいりましたが、今回の起訴も踏まえ、今後、自らコンプライアンスの遵守に努めるとともに、会員及び会員構成員企業に対しても更なるコンプライアンスの徹底を求めてまいります。併せて、医薬品を安全かつ安定的に供給することなどの取組みにより、社会的信頼の回復に努めてまいります。